

平成30年度

地域商店街活性化法
認定フォローアップ

第12回 公募要領

本事業の実施期限および支援パートナーの派遣期間は、原則として平成31年3月8日（金）までとなります。
スケジュールについて、応募前に支援センターへご相談ください。

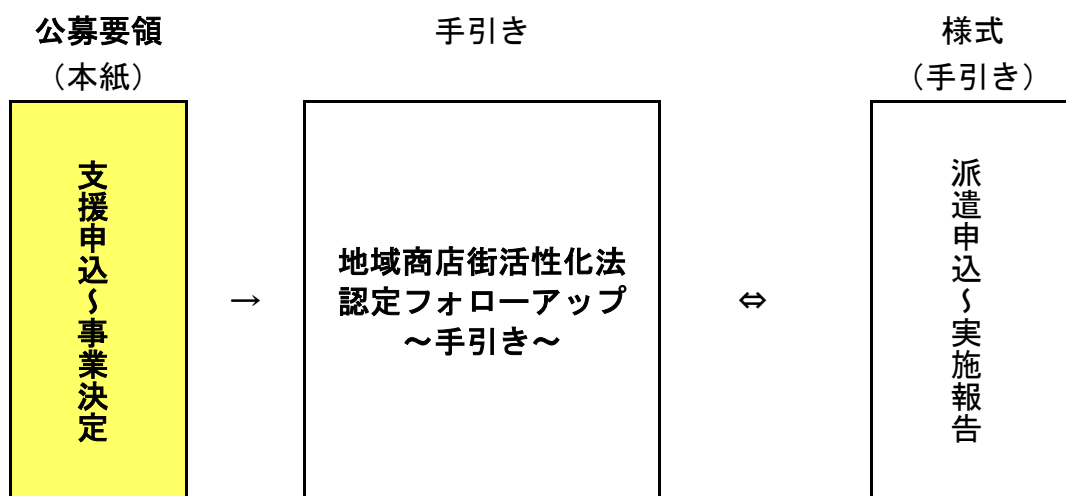
募集期間

平成31年2月1日～2月15日

(株)全国商店街支援センター

本公募要領について

本公募要領では、お申込みから支援決定までの手続きについて記載しております。



事業の内容詳細や事業決定後の手続きにつきましては、「地域商店街活性化法認定フォローアップ」の手引き（別紙）をご参照下さい。

【お問合せ先・提出先】

(株)全国商店街支援センター

地域商店街活性化法 認定フォローアップ 担当

TEL 03-6228-3061

メール chikatsuhou@syoutengai-shien.com

住所 〒104-0043 東京都中央区湊1-6-11 ACN 八丁堀ビル4階

トータルプラン作成支援事業
地域商店街活性化法認定フォローアップに係る申込み

1. 概要

商店街は地域コミュニティの中心的な役割を担う重要な存在であり、少子高齢化社会を迎えてその求められる社会的な機能は多様化しています。こうしたニーズ・課題に対応するために、商店街は新たな経営戦略を構築し、実行に移していくことが求められています。

(株)全国商店街支援センター（以下、「支援センター」という。）では、地域商店街活性化法（以下、「法」という。）の施行に伴う、商店街活性化事業計画（以下、「事業計画」という。）の認定を受けた各商店街の事業計画の実施における課題や問題点などを解決し、商店街の実情に応じた活性化を推進しています。

地域商店街活性化法認定フォローアップでは、既に認定を受けた事業計画の変更申請等を支援するため、支援センターと連携しながら、幅広い知識と、実行力のある専門家（以下、「支援パートナー」という。）を派遣します。

2. 事業概要

本事業は、支援パートナーによる認定事業のフォローアップ派遣となります。※最大7回まで支援パートナーを派遣します。

○事業のポイント

- ・ 地域商店街活性化法の認定を受けた商店街に対し、認定事業の変更申請等を支援します。
- ・ 支援パートナーの派遣は、最大7回まで原則無料です。
- ・ 専門家である支援パートナーと、ノウハウを蓄積した支援センターが連携し、計画変更の課題解決に向けた実践的な支援を行います。
- ・ 支援センターの職員が派遣となる場合がございます。

○支援イメージ

地域商店街活性化法認定フォローアップ 7回※

認定フォローアップ 6時間/回

<認定を受けた活性化事業計画の変更申請等のサポート>

- ・ 認定事業の実施に係る課題分析等
- ・ 認定事業計画における課題解決に向けた支援等
- ・ 認定事業計画の作成及び変更認定支援等

3. 応募について

(1) 応募方法

所定の書式に従って、事業の支援申請を行ってください。

応募に当たっては、様式第1をご記入ください。

表紙記載の募集期間内に所定の応募書類等をご用意いただき、押印のうえ郵送でお申し込みください。

(2) 応募要件

地域商店街活性化法の認定を受けている商店街振興組合・協同組合等が対象で、事業計画の計画期間内であることが条件です。また、本派遣は、原則として変更申請に係る問題や課題を解決するための派遣ですので、応募に際し、派遣の目的を具体的にさせていただくことが必要となります。

これまでに同一事業または同様の事業を受けたことがある商店街等からの応募については、その内容及び進捗状況等に応じて派遣の可否・回数を決定します。事前に支援センター担当者までご相談下さい。

4. 採択とスケジュール

(1) 採択及び支援決定通知

申請書類について支援センターにおいて検討会等を行い、派遣する支援パートナー等の決定を行った後、事業決定通知をお送りします。なお、支援パートナー等決定の過程において、必要に応じて支援センターよりご連絡を差し上げる場合があります。

(2) 申請書提出期限

平成31年2月15日

※期間内であっても、予定数に到達次第、受付けを終了する場合があります。

※採択後の事業運営等については、手引きをご確認下さい。(別途、ホームページ上で公開)